

んでありますけれども、一応ある程度指定して市中の仕事をしていただいている業者はできるだけ入れたいというように考え方もござります。

したがって、その範囲の中だけ二度指名された業者と一度で済まされたという言い方は悪いんですけれども一度の指名というような数字になっております。

したがって、特別にその仕事の会社の質とか実績とか、そういうものを特別に加味したわけじゃないですね。一応この指名参加のいわゆる資格というのはすでに決まっておりますから、そういう線からも全く同一視されているわけですので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十七号については、原案のとおり同意されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案どおり同意されたいとの動議が提出され

ましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は原案のとおり同意いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十五議案第九十八号福生市立福生第七小学校増築第三期建築工事請負契約を議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第九十八号福生市立福生第七小学校増築第三期建築工事請負契約につきまして、御説明を申し上げます。

本件は教育施設整備の一環といたしまして、福生市立福生第七小学校の第三期増築工事を施行いたそうとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第二条

の規定に基づきまして、議会の御議決を得べく御提案申し上げたものでございます。

それではまず、その工事の概要につきまして、御説明申し上げます。本工事は鉄筋コンクリートづくり三階建てでございます。建築面積二百九十六、四平方メートル、延べ床面積八百十二、九平方メートルを増築しようとするものでございます。

主な内容といしましては、一階に事務室及び校長室等の管理諸室、それから二階と三階に普通教室四教室をつくるものでございます。

以上が本工事の概要でございますが、次に契約の關係につきまして、御説明申し上げます。

契約の内容につきましては、ここに記載のとおりでございます。契約の目的が福生市立福生第七小学校増築第三期建築工事、契約の方法は指名競争入札契約でございます。契約の金額は九千三百九十五万円と相なっております。工期は契約確定の日から昭和五十七年三月三十一日までと相なっております。契約の相手方は東京都福生市志茂百六十一番地田村建設工業株式会社代表取締役田村誠一でございます。

なお、本件はやはり先ほどの議案と同じく、建築本体だけの契約の御同意をいただくわけでございますが、御参考までにその他分離発注をしております工事の

内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、電気設備工事でございますが、これは三ツ輪電気株式会社と金額にいたしまして、九百万円をもちまして契約を予定しております。それから、給排水衛生設備工事でございますが、これは株式会社桑林工業所と一千八百七十万円をもちまして、契約を予定いたしております。

なお、本工事につきましても、防音併行工事分につきましては、防衛施設庁と設計協議中でございます。完了次第追加発注をいたす考え方をしております。

なお、本工事の施工監理委託でございますが、これは株式会社京和建築事務所と百七十六万円をもちまして契約を予定しております。

以上、雜駁でございますが、議案第九十八号の説明にかえさせていただきます。よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御確定いただくようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となつております議案第九十八号については、原案のとおり同意されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞいま仲村清信君から本案は原案のとおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第九十八号は原案のとおり同意いたしました。

○議長（末次性男君） これより二時まで休憩いたします。

午後一時五十二分 休憩

午後二時一分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十六議案第九十九号 福生市立福生第二小学校講堂防音増改築建築工事請負契約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第九十九号福生市立福生第二小学校講堂防音増改築建築工事請負契約につきまして、御説明申し上げます。本件も教育施設整備の一環といたしまして、福生市立福生第二小学校講堂の防音増改築工事を施工いたそうとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得べく御提案申し上げたものでございます。

工事の概要につきまして、まず御説明を申し上げます。

本工事は鉄筋コンクリートづくり平家建て、面積にいたしまして、廊下部分を含みまして九百一十九平方メートル、これを増改築しようとするものでございます。

主な内容といたしましては、主たる競技場が六百十三、二平方メートル、ステージが百

九、三平方メートル、その他管理関係の諸室等が、百七十九、四平方メートルと相なっております。

なお、屋根につきましては、P.C張りを採用いたしまして、窓につきましては、一級防音のサッシを施すものとございます。

以上が、工事の概要でございますが、次に契約の関係につきまして御説明申し上げます。契約の関係につきましては、ここに記載のとおりでございます。契約の目的が福生市立福生第二小学校講堂防音増改築建築工事。契約の方法が指名競争入札による契約でございます。契約の金額が一億四千八百五十万円と相なっております。工期は契約確定の日から昭和五十七年三月三十一日まででございます。契約の相手方は東京都青梅市長瀬七丁目三百十八番地岩浪建設株式会社代表取締役岩浪太助でございます。

それから、本件も同じく建築本体だけの契約の御同意をいただくわけでございますが、御参考までにその他分離発注をしてございます工事の内容につきまして、補足を申し上げます。

まず電気設備工事でございますが、これは有限会社日向電設と金額にいたしまして一千二百五十万円、契約を予定いたしております。次に給排水衛生設備工事でございます

いますが、これは有限会社石川設備工業と三百二十二万円、契約を予定いたしております。それから換気設備工事でございますが、これにつきましては、八重洲工業株式会社と四百九十万円をもちまして契約を予定いたしております。

以上、関連工事を含めますと、総契約金額は締めまして、一億六千九百十二万円と相なります。

なお、本工事の施工監理委託でございますが、株式会社工建築設計事務所と百五十八万二千円をもちまして契約をいたす予定でございます。

以上、まことに難駁ございましたが、議案第九十九号の説明にかえさせていただきます。よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御同意くださることをお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十二番（貫井喜代次君） まことにささいな愚問と言われるかもしれませんが、どうもこの件名についてちよつと引つかかるような気がするのですが、いままでの九十七号、九十八号については、この件名どおりの増築工事ということでございますけれども、この第二小学校の講堂については全部を取り払ってそこへつくるといふことのような話を前から聞いておりますが、

してみるとこれは防音の増改築じゃなくて、改築ということの件名が正しいんじゃないかというふうに思いますが、増改築としなければ、起債も補助金も何もないんだということには考えられないので、前にはそうだったというふうなこともあるのかと思うのですが、全部取り払ってそこへ建てるということではなくても改築で増改築ということじゃないと思うのです。これは坪数はふえても平方メートルはふえても取り払って新規に建てるということとは改築じゃなからうかと思うんですが、その点、防音増改築としたことは何か引かかるんですけれども、それだけ一つお願いします。

○教育次長（八木房雄君） お答え申し上げます。

確かに増改築ということの件名の問題で御指摘の件もあるかと思いますが、建てかえする前の現在の建坪が六百三十六平方メートルでございます。今回建てかえしようとするものが九百一十九平方メートルでございます。そこでその部分、ふえた部分が増築ということになるわけでございますが、私も国に補助金の申請する際につきましては、申請の事務の指導上におきまして、増改築というふうなお話もございまして、そのような申請をしているわけでございまして、交付決定につきましても、増改築の交付決定ということで交付決定もいただいております。これがこうだということではございませんが、申請上の指導の

問題で私も、そういうふうにさせていたということではございます。

以上お答え申し上げます。

○二十二番（貫井喜代次君） 内容を聞けば、確かにそういうふうなところもうなずかれるわけですが、私が申し上げたいのは全部取払ってしまつてつくるのでは坪数が先ほど答えたようにふえようか、それじゃ減った場合には今度はどういうふうになるのかというふうなことも考えられることであつて、これはふえるからいいけれども、そういうことも考えられるので、その点どういうのか。たまたま今度は取払つてもふえているからいいが、じゃ減った場合にはどういうことになるのか、減改築工事ということになるのか今後のいき方もあると思ひますから、いま回答をいただかなくても結構ですけれども、その点はひとつ、よく検討をしていただきたいと思ひます。以上回答要りません。

○六番（村尾栄次君） 契約のことでございそうですが、契約でちよつと単純に考えまして、業者の問題なんですけれども、やはりこういうことについては、福生市というものを主眼としてやつてゐるわけでございますので、前の二件については地元の方が入つておられたと、けれども今回のこの件については、指名というものが無いということなんですけれども、これはとるとらないということは別問題でございますけれども、やはりこういうことの配慮を建設だけでなくてするということが必要があるのではないかと、いうふうに考えるわけなんですけれども、その点についてちよつと理事者側の見

解をお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長（浅見裕康君） お答え申し上げます。

いまの御指摘ございましたけれども、確かに地元の業者がたいま議題となっております九十九号には確かに入っております。それで私も内規的にもっております。いわゆる指名の基準としまして建築工事の場合、含めて三億という金額でございます。それで、今回実はまた防音併行工事が今回の前の二件に入っております。これを含めますとおおよそ、そのくらいになるというふうなことで、今回のたいま議題となっております二小講堂の關係につきましては、除かれているというふうな経過でございます。

一、目安として施工能力そういったものという人なフクターを勘案いたしまして、そういった内規をもちまして指名をしているというふうな実態でございます。たまたま今回地元の業者の指名がなかったというふうな経過でございます。

よろしくひとつ御了承くださいと思います。

○六番（村尾栄次君） 確かにそういうことがあると思いますが、やはりこれらの場合、どこも同じようなもので、別に差異はないわけなのですが、たまたまそういうことがやはり非常に私どもが言いつらい立場なのですが、そういう気持ちを持ってやはりやっていくということも必要

だと思しますので、ひとつその点を御配慮願いたいということとで終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

たいま議題となっております議案第九十九号については、原案のとおり同意されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たいま仲村清信君から本案は原案どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十九号は原案どおり同意いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十七議案第百号財産の取得についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第百号財産の取得につきまして、御説明申し上げます。

なお、議案の御説明を申し上げる前に若干前置きをいたしまして、ちよつと御説明を申し上げる必要がございますので、説明をさせていただきます。

御案内のとおり、本件につきましては、貫井議員さんを初め関係各議員さんの御質問に対する答弁、あるいは総務委員会協議会に御提出申し上げております資料、それからさらには六月十二日でしたか行われました全協の時点の御質問に対する御答弁、そういったときの金額、あるいは面積につきまして、今回の取得すべき予定価格、あるいは面積、そういうものの差がございますので、その点につきまして、若干補足をさせていただきますと思います。

前の時点の御説明といたしましては、いわゆる借入金などの程度あるという問題と、いわゆる金利の問題についての今後の対応はどのような指摘をいただきました関係係で私どもも資料をつくりました。

したがって、当時の面積が一万三千五百五十一、六六平方メートルであると、それから

金額が十一億三千七百四十四万八千円であるというような御答弁を申し上げております。これは総括的にこういった面積を取得して、こういったお金がかかつて、このように金利がかかるのであるという御説明を申し上げました結果、いわゆる八小用地の関連の工事として買収した面積も含めて、面積や予約金額の御説明を申し上げました。それで八小用地のほか、今回御提案申し上げております一万百九十三、一六平方メートルのほか、いわゆる八小用地の買収のために買収いたしましたいわゆる代替用地でございます。これが一千七十二、四四平方メートル、それから当時一括で八小用地として買収をいたしました関係で実質的には現在東福生公園用地となるべきところが二千二百八十六、〇六平方メートル、これを含んで御説明申し上げておりますので、今回御提案申し上げます土地の面積、あるいは予定価格、こういったものの差がございますので、これらを差引いた形で、今回は純然たる八小予定地のみの取得分につきまして御議決をいたしたくというところで、御提案申し上げておりますので、あらかじめひとつお含みおきをちょうだいしたいというふうに考えております。それでは御説明を申し上げます。

本案は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第三系の規定に基づきまして、一件五千平方メートル以上、金額にいたしまして、二千万以上の用地取得

につきましまして、議会の議決が必要になりますので、御提案を申し上げた次第でございます。

それではまず、その概要につきましまして、御説明を申し上げます。

本件は、仮称福生市立福生第八小学校建設用地として取得するものでございまして、その用地につきましましては、すでに福生市土地開発公社において先行取得された用地一万百九十三・一六平方メートル、これは買収予定全体面積の八〇・五％に当たるわけでございしますが、これを今回福生市土地開発公社より取得をしようとするものでございします。

以上が財産の取得につきましましての概要でございます。

次に取得の内容につきましましては、ここに記載のとおりでございますが、取得の目的といたしましては、仮称福生市立第八小学校用地、土地の所在地が福生市大字福生字武蔵野二千百三十一番地一ほか九筆土地の種類及び面積、宅地が九百二十七・二八平方メートル、畑が九千二百六十五・八八平方メートルというように相なっております。取得の方法は随意契約というものでございます。また予定価格が九億六千七百七十六万九千円でございます。

以上が財産取得の關係の御説明でございますが、さらにもう一点、現在この土地の利用につきましまして、御説明申し上げておく必要がございますので、ちよつと補足をさせていただきます。

現在、この買収いたしました土地の一画に、いわゆる本町幹線の施工がいまされておりますけれども、これの公営下水道事業にかかります現場仮設事務所として、面積にして六百六十平方メートル、期間が工期等の兼ね合いで五十六年七月十日から五十七年十二月三十一日まで、この一時使用をさせております。借地の対象は西武建設、田村建設共同企業体でございます。地代が月平方メートル当たり二百八十二円、月額にして十八万六千二百二十四円、これは福生市行政財産使用料条例の第二条第一号の率を適用して決定をいたしました地代の額でございます。

そのようないま一時使用をさせておりますので、お含みおきを賜りたいと思います。

以上、まことに推駁でございますけれども、議案第百号財産の取得につきましましての御説明を申し上げます。

よろしくどうぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおりお認めくださるようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番（関 米吉君） ちよつと二点、本件についてお尋ね申し上げます。

いままでは工事請負契約に関するところの議案が提出されておるわけですが、これには当然のことながら、自治法九十六条第一項第五号に基くところの契約の目的、方法、金額、契約の相手方、というのが明記されておるわけですが、そのほかに、自治法で明記する必要のないとされておる工期、あるいは入札の結果を示す調書までというような、きわめて親切的な資料まで添付されて提案されておるわけです。今回の場合、この百号については取得の目的、所在地、種類及び面積取得の方法、予定価格、九十六条第一項第七号で定めるようにすけれども、相手方についてはここに書いてないわけです。それはあたりまえのことなんでしょうけれども、行政実例の中においては当然、そこまで出して判断を求めらるののは当然であるという例が二十五年に出されておるわけですが、その点はわかりきっているからということで、議案書に明記されなかったのかどうかというのが一つ。

それから本件に伴いまして、これから総務委員会に付託ということになるわけですが、けれども、取得の時期はいつごろと思っておられるのか。それから御案内のとおり、今回の場合は合わせて一万百九十三、一六平方メートルですね。また残りがおるわけですね。未買収としては二千四百六十四、七五平方メートル、結局この未買収の見通しはどうなのかという点は先ほどの予算のときに松山議員からも質問もありましたけれども、この未買収というふうなものは、大した面積じゃないからということで、八小の問題を討議するときにおいて全然考慮されなくてもいいのかなのか。ということは、それは多少おくれても八小の計画を策定する上においては、何ら関係ないというような解釈でいいのかなのか、その点について、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○総務部長（浅見裕康君） お答えいたします。三点の御質問でございますが、第一点の確かに相手方が記載してございません。

これにつきましては、先般やはり開発公社で買収いたしました、取得した図書館でございしたか、保留地だったと思うんですけれども、ちょっと記憶になくて申しわけないですけれども、そのときにもやはり御指摘ございましたように明らかなんだというような意味で省略されておった経緯がございまして、それにならったということでございます。もちろん御指摘のとおり、正確に言えば相手方があって初めて契約があるというような原則に立ちますれば当然入れておくことが最良だと思います。今後十分気をつけたいと思います。

それから、第二点の取得の時期でございますけれども、これはただいま預けております定期の時点のタイミングと合わせてまして、九月と十一月の二度にわたって取得をするというような考え方でございます。

それと未買収の関係の見通しでございますけれども、現在鋭意折衝中でございます。それで残りました部分とちよつと先ほども本来議案の中に御説明申し上げなければいけなかつたのですけれども、ちよつと落として申しわけないのですけれども、別紙に資料が添付されております。この斜線部分が今回買収しようとするところで、言いかえれば買収済であるというところでございます。それで斜線になっていない部分、この公園の写しの向かつて右側の部分は本線のそばは斜線がしてありませんが、これが、いわゆる東福生公園の予定地でございまして、この線から左側部分でございまして、それで真ん中の下の段に近い方がまだ白くそのままになっております。これが対象地。それから左側の一番下の方に宅地が二筆ほどございます。これが未買収で現在折衝中でございます。一棟、こちらの左側の一棟については現在ほぼ確定をしておりますが、もう一棟が借家人との話し合いが進められているというふうな状況でございます。

それから真ん中の白い部分が現在地主さんと折衝を持っております。現在は二二に貸家が七棟です。あと借地人が所有しているのもあると思ひますが、そのところが明確でなくして申しわけないですけれども、それだけの家屋がございまして、その移転について具体的な、いわゆる借家人との話し合いに入つていただくよう要請をしております。見通しとしては

ことしいっぱい、十二月いっぱいにはすべて解決したいというふうな考え方をしております。ただ、いまの計画といはしましては仄分するところによりまして、現在一戸建てになっております、貸買家をアパートに建てかえたいというふうな意見も出ておるようございまして、そうなりますとアパートを建設して、そのままそこへ建てかえた棟に移つていただくというふうなことで、アパートをつくります。建築工期がこちらに必要ではないかというふうに考えています。

その場合には基本的な事項はすべて契約を取り交すときに、事後の点については別途にやはり覚書等で交換いたして処理をしたいというふうに考えております。いずれにしても目途を十二月、ことしいっぱいぐらいにおいて鋭意努力をしていきたいというふうに考えております。

以上、三点お答え申し上げます。よろしく願ひします。

○二十二番(賀井喜代次君) 私いまそういうようなことをお尋ねしようと思つたんですが、さうにせつかく二二まで説明があつたのでお尋ねしたいのですけれども、この資料の公園の写しを見てもどうしても私、武蔵野二千百三十一番地一ほか九筆と結局十筆になるわけですね。だからこれをどことどこかひとつ教えてもらいたいこと、これはそういうことは議会で説明できないと言へばそれまでですけれども、その土地の所有者は何人ですか。もし差し支えなかつたら、そういうことも名前を言えないということだったらそれでも結構ですけれども、何人が